

年末
年始の

ゴミ収集にご協力 ください!

【問い合わせ先】 本庁・環境課廃棄物対策係(内線1272)

大量のゴミが出たときは清掃センターへ ～早めの「大掃除」と「ゴミの持ち込み」を～

年末の大掃除などで大量のゴミが出たときは、地区のゴミ収集所に出さずに直接、清掃センターへ持ち込んでください。年末年始のゴミの持ち込みができる日は下表のとおりです。

年末は、清掃センターが大変込み合います(特に正午ごろと午後4時ごろ)ので、早めに大掃除をしてゴミを持ち込むようにしましょう。

なお、清掃センターにゴミを持ち込むときは、市の有料袋に入れたり、シール券をはったりする必要はありませんが、50kgまで250円(50kgを超えると10kgごとに50円加算)の使用料が必要です(資源物は無料)。

〔持ち込む際の注意〕

- 燃やせるゴミ・燃やせないゴミ・資源物に分別して持ち込んでください(資源物の場合は、受け付けで申し出てください)。
- 黒い袋など中身の見えない袋での持ち込みはできません。
- ゴミの種類ごとに計量しますので、できるだけ積み合わせないでください。
- 家具などでまだ使用できるものは、人に譲れないか、またはリサイクルショップなどで引き取ってもらえないか確認してください。
- 家電4品目(テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機、エアコン)やパソコンの持ち込みはできません(ゴミ収集所にも出せません)。家電4品目は購入した店に、パソコンは製造メーカーに引き取りを依頼してください。

施設名(対象地区)	燃やせるゴミ	資源物	燃やせないゴミ
本渡地区清掃センター☎②1991 (本渡・有明・栖本・新和・五和)	年末は12月30日⑩まで。 年始は1月4日⑩から。		年末は12月28日⑩まで。 年始は1月4日⑩から。
松島地区清掃センター☎⑦0161 (倉岳)	時間は午前8時45分から正午までと、午後1時から同4時まで (ただし、松島地区清掃センターは12月30日⑩は午後3時まで)。		
御所浦クリーンセンター☎⑥3530 (御所浦)	年末は12月30日⑩まで。年始は1月4日⑩から。 時間は12月25日⑤までは午後1時から同3時まで。同28日⑧・29日⑨は 午前8時30分から午後4時まで。同30日⑩は午前8時30分から正午まで。		
牛深クリーンセンター☎⑦5541 (牛深)	年末は12月30日⑩まで。年始は1月4日⑩から。 時間は午前8時45分から同11時30分までと、午後1時から同4時30 分まで(ただし、12月30日⑩は午前11時30分まで)。		
西天草クリーンセンター☎⑦0331 (天草・河浦)	年末は12月30日⑩まで。年始は1月4日⑩から。 時間は午前8時30分から午後4時まで(ただし、12月30日⑩は正午まで)。		

※いずれの清掃センターも土・日曜日、祝日と12月31日⑩～1月3日⑩は持ち込みはできませんのでご注意ください。
※牛深クリーンセンターは土曜日のみ午前11時30分まで持ち込むことができます。

12月23日⑩と年末年始の ゴミ収集日を変更します

12月23日⑩(天皇誕生日)と年末年始のゴミ収集日を変更します。
なお、年末は12月30日⑩まで(牛深地区は同29日⑨まで)収集し、年
始は1月4日⑩から収集を行います。

対象地区	変更前	変更後
燃やせるゴミ		
月・木曜日に収集予定の地区	12月31日⑩	収集なし (次は1月4日⑩)
火・金曜日に収集予定の地区	1月1日⑤	収集なし (次は5日⑨)
水・土曜日に収集予定の地区	12月23日⑩	12月24日⑩
	1月2日⑤	収集なし (次は6日⑩)
燃やせないゴミ		
馬場、浜崎、宇土町全域	12月23日⑩	12月24日⑩
小松原、志柿町(間伏、村、下、 仲の塩屋、江川舟江、横辺田、 野添、西宇土、東宇土、大松戸、 日高野)	1月1日⑤	1月7日⑩
資源物		
土手、牛の首、中村、茂木根釜、 茂木根村、城下、佐伊津町(上 在郷、下在郷、寺の尾、金ヶ丘、 松原、堀の内、元、町、浜洲、ほ んどの森)	12月23日⑩	12月26日⑤

対象地区	変更前	変更後
資源物		
本渡 上南、下川原、亀場町(新町、住 吉、寺中、下浜田、上浜田、粟 島)	1月1日⑤	12月29日⑨
燃やせるゴミ		
月・木曜日に収集予定の地区	12月31日⑩	12月29日⑨
火・金曜日に収集予定の地区	1月1日⑤	1月4日⑩
燃やせないゴミ		
牛 中の浦、大の浦、山の浦、内の 原、浅海、下平、舟津、東多々 良、中浦	12月23日⑩	12月24日⑩
資源物		
深 船津、真浦、加世浦、天附、元下 須	12月23日⑩	12月24日⑩
吉田一、吉田二、大脇、上揚、村 田、かじや、明石	1月1日⑤	1月8日⑤

年末年始の市役所業務のご案内

市役所の業務は、年末は12月28日⑩まで、年始は1月4日⑩からとなります。
ただし、住民票や戸籍、所得証明や資産証明、納税証明、納付書再発行など
の発行業務と、水道の開閉栓の受け付けや料金の収納については、12月29日⑨・
翌30日⑩も行います(本庁のみ)。

※婚姻届や出生届、死亡届などは、本庁または各支所で常時受け付けます。



【主な公共施設の業務案内】

- 図書館(中央・牛深・御所浦・河浦)、歴史民俗資料館(本渡・倉岳・新和・五和)、天草アーカイブズ(五和支所内)、御所浦白亜紀資料館、天草コレジヨ館、天草市民センター、牛深総合センター、天草文化交流館=年末は12月28日⑩まで。年始は1月4日⑩から。
- 天草切支丹館(本渡歴史民俗資料館に併設)、天草ロザリオ館・天草玩具資料館=年末は12月29日⑨まで。年始は1月2日⑤から。
- 天草宝島国際交流会館ポルト=年末は12月30日⑩まで。年始は1月2日⑤から。



しっかり守ろう! 犬・猫エチケット



最後まで責任を持って飼うこと

捨てられた犬や猫は、命を落としたり野良犬や野良猫になってしまいます。

周囲に迷惑をかけたり、危害を加えたりしないこと

犬の放し飼いやペットのフンを外でそのままにすると、周囲の人へ迷惑をかけることとなります。また、犬がしきりにほえることを嫌いな人もいます。動物の習性をよく理解し、正しいしつけや世話をするようにしましょう。

所有者を明らかにすること

飼っているペットが迷子になったり盗難にあわないよう、名札や鑑札(犬は登録が必要)、足輪などを付け所有者を明らかにしましょう。

動物による感染症の知識を持つこと

犬の飼い主は、毎年1回「狂犬病予防注射」を受けさせなければなりません。狂犬病は、動物と人間に感染する病気です。動物の感染症についてよく知ること、大切なペットや自分の命を守りましょう。

むやみに繁殖させないこと

市内で飼うことができなくなった犬や繁殖により生まれた子犬など、年間約100頭が保健所に持ち込まれています。このようなことがないよう、きちんと避妊させることも動物の命を守ることににつながるのです。

～ペットを飼っていない人へのお願い～

市内で捕獲され処分される野良犬は、年間500～600頭にもなります。しかし、まだ多くの野良犬が住宅地をはいかしています。

野良犬による被害を防ぐためにも、次のことに注意しましょう。

- 野良犬や野良猫、誰のペットかわからない犬や猫にえさをやらない。
- 生ゴミや食料の残さなどのえさになるものを、野良犬や野良猫の侵入できる場所に放置しない。
- 野良犬や野良猫を見かけても、近づかない。

【問い合わせ先】 本庁・環境課環境政策係(内線1282)